

不服申立て事案答申第 128 号の概要について

1 件名

県教委が市町村教育委員会等とのやりとりをメモ、記録した書類の一切の不開示（不
存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 29 年 7 月 21 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知
県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、特定の小学校で起きたとされる審
査請求人の非違行為の直後からの愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）
が当該小学校を所管する市町村教育委員会（以下「所管する市町村教育委員会」とい
う。）、所管する市町村教育委員会を所管する県教育委員会教育事務所（以下「所管す
る県教育事務所」という。）、当該小学校の校長とのやりとりをメモ、記録した書類の
一切（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行っ
た。

これに対し、県教育委員会が平成 29 年 8 月 2 日付けで、本件請求対象保有個人情報
は存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、メモや記録を残さない
はずはないとの理由で開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、特定の小学校で起きたとされる本件審査請求人の
非違行為（以下「本件行為」という。）について、県教育委員会が所管する市町村教
育委員会、所管する県教育事務所及び特定の小学校の校長とのやりとりをメモ、記
録した書類の一切であると解した。

なお、県教育委員会には、県教育委員会教育事務所（以下「県教育事務所」とい
う。）も含むため、所管する県教育事務所が所管する市町村教育委員会及び特定の小
学校の校長とのやりとりをメモ、記録した書類の一切についても、本件請求対象保
有個人情報に含まれるものと解している。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 非違行為を行った教職員に対する対応には、懲戒処分及び指導上の措置（以下
「処分等」という。）がある。そのうち、懲戒処分とは、地方公務員法（昭和 25
年法律第 261 号）第 29 条の規定に基づき、任命権者である県教育委員会が、教職
員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分である。また、懲戒処分を課す
る程度に至らない軽易な非違行為に対しては、服務監督者が、指導上の措置とし

て、その責任を確認させ、将来を戒める事実上の行為である措置（以下「指導上の措置」という。）を行う場合もある。

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 37 条第 1 項には、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員、すなわち県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属すると規定され、地教行法第 43 条第 1 項では、市町村教育委員会は、県費負担教職員のサービスを監督するとされている。

そして、地教行法第 38 条第 1 項では、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、非違行為についての処分など任免その他の進退を行うものとされている。

ウ 県教育委員会では、「職員の非違行為に関わる報告について」（平成 4 年 1 月 7 日付け 4 教総第 14 号・4 教職第 52 号教育長通知。以下「報告通知」という。）に基づき、県費負担教職員が非違行為を行った場合には、第 1 報として、当該教職員が所属する学校長が非違行為に関する速報を作成し、所管の市町村教育委員会を經由して、県教育委員会に提出するものとしている。その後、当該教職員に対する事情聴取等を行い、非違行為についての事実確認をした上で、当該学校長が非違行為報告書を作成し、所管の市町村教育委員会及び県教育事務所を經由して県教育委員会へ提出するものとしている。

エ また、「県費負担教職員の任免その他の人事取扱について」（昭和 31 年 11 月 9 日付け教職第 1414 号教育長通知。以下「人事取扱通知」という。）では、県費負担教職員が非違行為を行った場合、懲戒処分に係る市町村教育委員会の内申については、所管の県教育事務所を經由して提出するものとし、県教育委員会教育事務所長（以下「県教育事務所長」という。）は、内申についての意見を付して県教育委員会教育長へ副申することとしている。また、発令通知書は、県教育委員会が作成し、所管の県教育事務所を經由して市町村教育委員会に送付され、辞令書は、発令通知書に基づいて県教育事務所長が作成し、本人に交付するものとしている。

なお、指導上の措置に係る協議及び進達についても、人事取扱通知に準じて運用している。

オ なお、前記ウのとおり、非違行為に関する速報及び非違行為報告書は、非違行為を行った県費負担教職員が所属する学校長が作成するため、本件開示請求の対象外であるが、本件行為についての速報及び非違行為報告書（以下「本件非違行為報告書」という。）については、本件審査請求人からの平成 29 年 5 月 15 日付け自己情報開示請求に対して、同年 6 月 5 日付けで、対象保有個人情報として特定

の上、既に一部開示決定している。

カ 県教育委員会は、特定の小学校から速報により報告を受けた後、県教育委員会の担当者が、当該学校、所管する市町村教育委員会等から聞き取った経緯等を備忘録として個人的にメモすることはある。しかし、そのメモは組織的に用いるものではなく、あくまで個人的便宜のために作成されたものであり、当該職員が不要となったと判断すれば、いつでも廃棄できるものである。本件行為については、当該行為への対応に必要な事実内容、経緯等が網羅的かつ最終的なものとして記載された本件非違行為報告書が県教育委員会へ提出されたため、その断片的かつ途中段階の当該メモについては、もはや備忘の用を成さないとの担当者の判断により、廃棄済みであった。

さらに、本件行為が起きたのは本件開示請求時から1年以上前のことであり、本件行為の処分検討についての審議も既に終了し、処分等を行わないこととしたことから、やはり担当者がメモを保管する理由はない。

念のため、本件開示請求があった際に、本件開示請求の内容に該当する文書を探索したが、県教育事務所も含めて、県教育委員会ではやはり存在しなかった。

キ なお、本件行為については審議の上、処分しないこととした事案であるため、前記エのとおり、処分等が行われる場合には県教育委員会が作成する発令通知書などの処分等関係通知は、作成していない。

(3) 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書、審査請求人が実施機関に提出した反論書及び意見陳述並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、本件行為について、県教育委員会が所管する市町村教育委員会、所管する県教育事務所及び特定の小学校の校長とのやりとりをメモ、記録した書類の一切と解される。

(2) 県費負担教職員の処分等に係る報告等の事務手続の流れについて

ア 根拠法令について

地教行法では、県費負担教職員の任命権については都道府県教育委員会に属し、

服務監督権については市町村教育委員会に属する旨が規定されている。

また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行う旨が規定されている。

イ 県教育委員会への報告等の取扱いについて

当審議会において、実施機関から提出された報告通知を見分したところ、県費負担教職員が非違行為を行った場合には、第 1 報として、当該教職員が所属する学校長が非違行為に関する速報を作成し、所管の市町村教育委員会を經由して、県教育委員会に提出し、その後、当該教職員に対する事情聴取等を行い、非違行為についての事実確認をした上で、当該学校長が非違行為報告書を作成し、所管の市町村教育委員会を經由して県教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）へ提出するものと規定されていることが認められた。

また、人事取扱通知の内容について、当審議会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、懲戒処分に係る市町村教育委員会の内申については、所管の県教育事務所を經由して提出するものとし、県教育事務所長は、内申についての意見を付して副申すること、また、懲戒処分に係る発令通知書は、県教育委員会が作成し、所管の県教育事務所を經由して市町村教育委員会に送付され、辞令書は、発令通知書に基づいて県教育事務所長が作成し、本人に交付するものと規定されていることが認められた。

なお、明文の規定はないが、実施機関によれば、指導上の措置に係る協議及び進達についても、人事取扱通知に準じて運用しているとのことである。

(3) 本件請求対象保有個人情報存否について

ア 本件行為に関して行われた事務処理について

実施機関の説明を総合すると、本件行為に関して県教育委員会が行った事務処理は以下のとおりである。

(ア) 県教育委員会に対する報告等

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、県教育委員会は、電話によって聴き取ることによって、所管する市町村教育委員会から事実関係の確認をしたとのことであった。

なお、特定の小学校とは、直接やり取りをしていないとのことであった。

また、実施機関によると、県教育委員会は、所管する市町村教育委員会から聴き取った際のメモ並びに特定の小学校の校長が作成し、所管する市町村教育委員会を經由して提出された非違行為に関する速報（以下「本件速報」という。）及び本件非違行為報告書によっても、事実関係の確認をしたとのことであった。

(イ) 県教育委員会による報告等

当審議会において実施機関に確認したところ、県教育委員会は、口頭によって、審査請求人を処分しない旨の連絡を所管する市町村教育委員会へ行ったとのこ

とであった。

イ 本件請求対象保有個人情報の存否について

前記(2)の事務手続の流れを踏まえた上で、実施機関の説明について判断すると、本件請求対象保有個人情報の存否については、以下のとおり判断される。

(ア) 県教育委員会に対する報告等

前記ア(ア)のとおり、本件請求対象保有個人情報のうち、県教育委員会に対する報告等には、電話によって所管する市町村教育委員会から聴き取った際のメモ、本件速報及び本件非違行為報告書がある。

このうち、本件速報及び本件非違行為報告書については、別に一部開示決定していることから、電話によって所管する市町村教育委員会から聴き取った際のメモについて、以下判断する。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、県教育委員会は、本件行為に関する事実把握のため、本件非違行為報告書が提出される前から、所管する市町村教育委員会と連絡を取り合っていたとのことであった。

また、実施機関によれば、本件行為への対応に必要な事実内容、経緯等が網羅的かつ最終的なものとして記載された本件非違行為報告書が県教育委員会へ提出されたため、所管する市町村教育委員会から聴き取った経緯等の断片的かつ途中段階のメモについては、もはや備忘の用を成さないとの担当者の判断により、廃棄済みとのことであった。

前記(2)イのとおり、報告通知を見分したところ、県費負担教職員が非違行為を行った場合には、当該教職員に対する事情聴取等を行い、非違行為についての事実確認をした上で、当該学校長が非違行為報告書を作成し、所管の市町村教育委員会を経由して教職員課へ提出するものと規定されていることが認められた。

また、当審議会において、実施機関から提出された本件非違行為報告書を見分したところ、審査請求人その他関係者から聴き取られた本件行為に関する経緯、事後措置等が詳細に記載されていることが認められた。

以上のことから、県教育委員会の定めた手続どおりに本件非違行為報告書は提出されているため、正式な文書と認められ、経緯等も詳細に記載されていることからすれば、聴き取った経緯等の断片的かつ途中段階のメモについては、もはや備忘の用を成さないとの担当者の判断により、廃棄済みであるとする実施機関の説明が特段不自然、不合理であるとはいえない。

(イ) 県教育委員会による報告等

前記ア(イ)のとおり、県教育委員会による報告等としては、所管する市町村教育委員会に対して行った、審査請求人を処分しない旨の連絡がある。

実施機関によれば、県教育委員会は、本件行為に関して処分等をしないこととしたとのことである。

また、当審議会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、県教育委員会は、本件行為に関して処分等をしないこととしたことを、口頭により、所管する市町村教育委員会へ連絡したとのことである。

当審議会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、懲戒処分を行うこととした場合における連絡等の事務手続については、人事取扱通知に、発令通知書の市町村教育委員会への送付などが規定されているものの、処分等を行わないこととした場合の事務手続については、何ら規定されていないことが認められた。

以上のことから、処分等を行わないこととした本件行為については、処分等を行わないこととした場合の事務手続についての規定が存在しないため、文書での連絡等を行う義務はないものと解されることから、連絡等は口頭で行い、文書では行っていないとする実施機関の説明が特段不自然、不合理であるとはいえない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、当初、特定の小学校の校長は無給の欠勤を命じたが、後日給料を支給することになった経緯等についても主張しているため、以下判断する。

ア 県費負担教職員の給与支払事務について

当審議会において実施機関に確認したところ、県費負担教職員の給与の支払事務は県教育委員会が行っているが、県費負担教職員の給与を支払うか否かを実質的に決定しているのは、当該職員の服務監督権を持つ市町村教育委員会であり、県教育委員会は市町村教育委員会からの服務に係る報告に基づき、給与支払事務を行うとのことであった。

イ 給与の支払等に係る経緯について

当審議会において実施機関に確認したところ、特定の小学校の校長の判断によって、それまで給与が支給されない欠勤とされていた審査請求人の服務上の取扱いを職務専念義務を免除するように、当初に遡って変更されたため、給与を支給することとなったとのことであった。また、給与に係る報告はシステムにより行われるが、本事案については、当初に遡って欠勤という取扱いではなくなったことから、当該欠勤に係る給与の履歴情報は、本件開示請求日である平成29年7月21日時点では既に消去されていたとのことであった。

当審議会において、実施機関から提出された審査請求人の給与に係る履歴情報を見分したところ、確かに、特定の小学校に勤務していた時期に、欠勤を理由として給与が減額された旨の情報は、存在しないことが認められた。

ウ まとめ

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(3)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議

会の判断に影響を及ぼすものではない。